

通達新旧対照条文

○貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録の申請及び約款の認可申請等の処理について
 (平成15年3月18日 国総貨複第199号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書 (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 規則第4条第2項第2号に規定する「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」については、申請時において契約が締結されていない場合には、<u>契約書(案)</u> (契約書(案)の場合は、登録日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに) 契約書の写しを提出させること)に代えることができる。</p> <p>(四) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類(宣誓書)を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事</p>	<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書 (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画の変</p>

業計画の変更届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

(略)

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) (略)

2 3 (略)

二 (略)

更届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

(略)

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(2) (略)

2 3 (略)

二 (略)